

## 市第 123 号議案 横浜市金沢区における区民文化センター基本構想 検討委員会条例の制定

### 1 制定の趣旨

金沢区における区民文化センターの基本構想に関する事項を調査審議するために、市長の附属機関として、「横浜市金沢区における区民文化センター基本構想検討委員会」を設置します。

### 2 委員会の概要

#### (1) 所掌事務

金沢区における区民文化センターの基本構想に関する事項の調査審議

#### (2) 委員数

15 人以内

#### (3) 委員構成

金沢区内の文化活動団体関係者、地域の代表者、学識経験者等

#### (4) 委員任期

基本構想に係る答申を市長が受けた日まで

#### (5) 事務局

金沢区区政推進課

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和4年7月頃から 委員会開催（4回程度）

令和4年12月頃 答申

### <参考>

#### 1 区民文化センターの概要

##### (1) 根拠条例

横浜市区民文化センター条例(平成5年3月横浜市条例第13号)

##### (2) 目的

地域に根差した個性ある文化の創造に寄与する

##### (3) 整備状況

整備済 11 区（鶴見、神奈川、港南、旭、磯子、緑、青葉、戸塚、栄、泉、瀬谷※）

※瀬谷区（令和4年3月開館予定）

事業中 3 区（金沢、港北、都筑）

未整備 4 区（西、中、南、保土ケ谷）

## 2 金沢区における区民文化センターの整備候補地

金沢八景駅東口2街区の市有地

<位置図>

